

図説ストック・オプション 会計の費用計上

制度調査部
中田 綾

企業会計最前線 No.14：ストック・オプション会計をめぐる動向

【要約】

本稿を「ストック・オプション会計の動向と費用計上」とし、国際会計基準審議会（IASB）IFRS2号「株式報酬」、米国財務会計基準審議会（FASB）「株式報酬取引の会計処理」に関する公開草案及び企業会計基準委員会（ASBJ）のストック・オプションに係る企業会計基準の検討内容についてまとめる。

ASBJ の検討内容に基づく会計処理例については、「ストック・オプション会計の動向と費用計上」で解説する。

2004年10月14日の企業会計基準委員会（ASBJ）の傍聴記録に基づき作成したものである。本稿の内容は10月14日時点での内容であり決定されたものではなく、11月に公表される予定の「従業員等ストック・オプション等に係る会計処理基準案（公開草案）」と内容を異にする可能性がある。

・ストック・オプション会計の流れ

国際会計基準審議会（IASB）

2002年7月	費用計上を求める方向で協議を終了
2002年11月	国際財務報告書基準（IFRS）2号「株式報酬（公開草案）」の公表
2004年2月	IFRS2号「株式報酬」の公表
2005年～	IFRS2号「株式報酬」、EUで強制適用

米国財務会計基準審議会（FASB）

1972年	企業原則審議会（APB）意見書25号を公表
1995年10月	財務会計基準書（FAS）123号を公表
2002年10月	IASBと会計基準の収斂に合意
2004年3月	「株式報酬取引の会計処理」に関する公開草案を公表
2004年7月	下院が「ストック・オプション会計改革法」を可決

2004年に米下院が可決した「ストック・オプション会計改革法」の内容は次のようなものである。

- ・最高経営責任者及び報酬額上位4名の役員に付与したストック・オプションについて、公正価値に基づき費用を認識する。
- ・年間売上高が2500万ドル以下の企業は費用を認識しなくてもよい。
- ・公正価値に基づく費用認識が雇用や経済成長等に与える影響に関する調査が終了するまでは、SECはストック・オプションの費用計上を義務付ける会計基準を、一般的に認められた会計基準としてはならない。



企業会計基準委員会(ASBJ)

2002年5月	ストック・オプション等専門委員会を設置
2002年11月	「ストック・オプション会計に係る論点整理」を公表
2004年6月	ストック・オプション等専門委員会が審議を再開
2004年11月	「従業員等ストック・オプション等に係る会計処理基準案(公開草案)」を公表か？

. スtock・オプション会計基準

(1) 会計基準の適用範囲

国際会計基準	持分決済型の株式報酬取引 ^(注1) 現金決済型の株式報酬取引 ^(注2) 現金決済の選択権が付された株式報酬取引 ^(注3) 従業員株式購入制度(いわゆるESOP、日本の従業員持株会とは違う) 非従業員に付与した場合も対象
米国会計基準	持分決済型の株式報酬取引 ^(注1) 現金決済型の株式報酬取引 ^(注2) 現金決済の選択権が付された株式報酬取引 ^(注3) 従業員株式購入制度(いわゆるESOP、日本の従業員持株会とは違う) 従業員に対する株式報酬取引のみ
企業会計基準	持分決済型の株式報酬取引 ^(注1) 従業員持株会は対象外 * 従業員の定義：企業等と雇用関係にある使用人・及び会社の機関たる取締役、監査役、執行役、使用人等を言う

(注1) 企業が自らの持分金融商品(株式やストック・オプションなど)を発行する対価として財貨・サービスを受け取る取引。

(注2) 企業が持分金融商品の価格(または価値)を支払うことにより、財貨・サービス取得する取引。
 例えば、株式増加受益権。

(注3) 株式で決済するか現金で決済するかの選択権があるもの

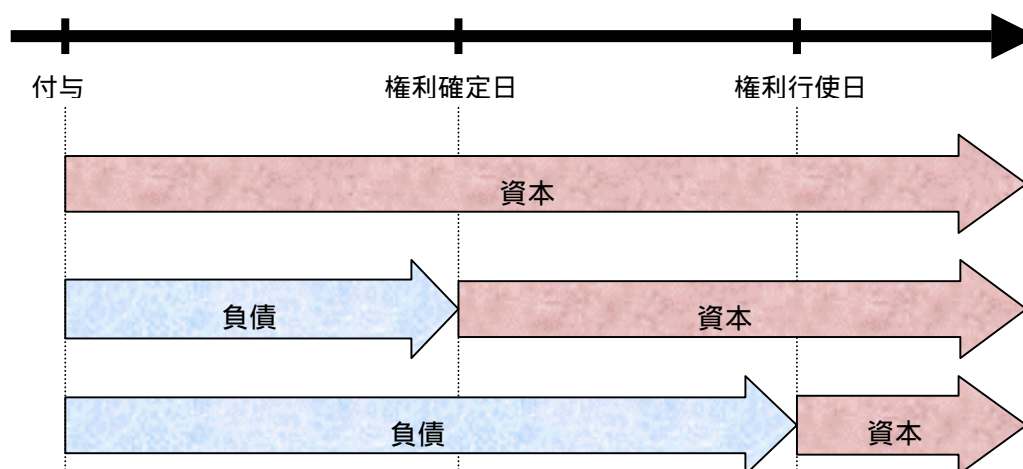
(2) 費用の相手勘定

国際会計基準	【当初認識時の取扱い】 スtock・オプション等の持分決済型の場合、費用の相手勘定として資本を計上する。 【ストック・オプションが行使された時の取扱い】 資本の部の中の振替え 権利確定までに計上されたストック・オプション勘定(資本剰余金)を振替え、権利行使までに払い込まれた額と合計して、資本金として計上する。
米国会計基準	【当初認識時の取扱い】 スtock・オプション等の持分決済型の場合、費用の相手勘定として資本を計上する(現金決済型は負債) 【ストック・オプションが行使された時の取扱い】 資本の部の中の振替え 権利確定までに計上されたストック・オプション勘定(資本剰余金)を振替え、権利行使までに払い込まれた額と合計して、資本金として計上する。 (現金決済型については省略)

企業会計基準	<p>【当初認識時の取扱い】 従業員等ストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間は (a 案) 負債の部に「新株予約権 (従業員付与分) として (b 案) 負債の部と資本の部の間に独立の項目として対応する増加を認識</p> <p>【ストック・オプションが行使された時の取扱い】 負債の部/負債の部と資本の部の間の独立の項目から資本の部への振替え 権利確定までに計上された額を振替え、権利行使に伴い払い込まれた額と合計して 資本の部 (資本金と資本準備金) として計上する。</p>
---------------	--

国際会計基準で、費用の相手勘定を資本とするのは「概念フレームワーク」の負債の定義に該当しないためである。一方、日本では次のような考え方にに基づき、費用の相手勘定を「負債」とする。

どの時点で「資本」としての性格が確定するのか？



当初から資本としての性格が確定的
ストック・オプションの付与を自社株式の交付と同質と考える。

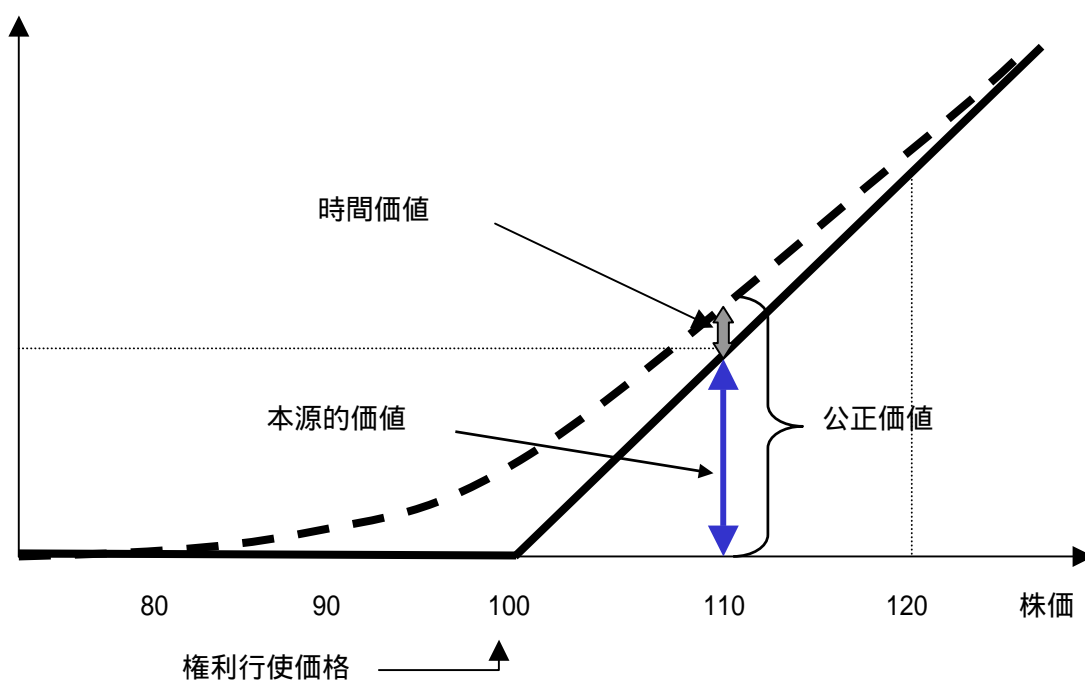
当初は資本としての性格が確定していない (権利確定日に資本としての性格が確定)
権利確定条件を充たした以上、ストック・オプションの保有者である従業員等は、株主と同等の性質を有する。

当初は資本としての性格が確定していない (権利行使日に資本としての性格が確定)
実際に株式が交付されるまではストック・オプションが失効するまでの可能性が高いため。

(3) 測定の基礎

国際会計基準	<p>受け取る財貨・サービスの価値による測定。公正価値を信頼性を持って測定できない場合には、付与した持分金融商品の公正価値で測定する。</p> <p>【測定対象】 従業員：間接的に持分金融商品 (ストック・オプション) で 非従業員：直接的に財貨・サービスで</p> <p>【基準日】 従業員：権利付与日 非従業員：サービス提供日</p> <p>【評価方法】 従業員：公正価値 非従業員：市場価格</p> <p>【評価技法】 一般的に受け入れられている方法と整合したもの。知識のある自発的な市場参加者であれば価格設定において考慮するであろう原因と仮定の全てを考慮。</p>
---------------	--

<p>米国会計基準</p>	<p>従業員に対する株式報酬取引について、対価であるストック・オプションの価値を測定する。</p> <p>【測定対象（同時に測定手段）】 持分金融商品（ストック・オプション）</p> <p>【基準日】 権利付与日</p> <p>【評価方法】 公正価値</p> <p>【評価技法】 オプション・プライシングモデルを用いて算定。「格子モデル」を用いることを推奨。</p>
<p>企業会計基準</p>	<p>付与された対価の額（＝従業員等ストック・オプションの価値）に基づいて測定する。</p> <p>【測定対象（同時に測定手段）】 持分金融商品（ストック・オプション）</p> <p>【基準日】 権利付与日</p> <p>【評価方法】 公正な評価額（＝公正な評価価値×個数）</p> <p>【評価技法】 合理的な価格算定に広く受け入れられているストック・オプション価格算定モデル等の評価技法</p>



(4) 失効の取扱い

ストック・オプションの失効には、権利確定条件を充たさないために、その権利が確定しないこととなる「権利確定条件の不達成による失効」と、確定した権利を行使しないまま行使期間が経過したため、ストック・オプションに係る権利が消滅する「権利不行使による失効」とがある。

国際会計基準	<p>【権利確定日前】 株価条件以外の理由による失効は、費用の戻し入れを行う。</p> <p>【権利確定日後】 費用の修正は一切行わない。</p>
米国会計基準	<p>【権利確定日前】 株価条件以外の理由による失効は、費用の戻し入れを行う。</p> <p>【権利確定日後】 費用の修正は一切行わない。</p>
企業会計基準	<p>【権利確定日前】 失効分については費用の戻し入れを行う。</p> <p>【権利確定日後】 失効分については費用の戻し入れを行う。</p>

(5) 行使条件等の変更

国際会計基準	<p>追加型 ストック・オプションの行使条件。業績条件の変更に伴う追加費用を認識。修正後の費用額が当初予想していた費用額を下回る場合は、当初予想費用額を使用。</p>
米国会計基準	<p>追加型 ストック・オプションの行使条件。業績条件の変更に伴う追加費用を認識。</p>
企業会計基準	<p>差し替え型 変更前のストック・オプションは取り消され、変更後のストック・オプションが新たに付与されたとみなす。修正後の費用額が当初予想していた費用額を下回る場合は、当初予想費用額を使用することも検討。</p>

「差し替え型」と「追加型」

「差し替え型」…当初のストック・オプションを条件変更後のストック・オプションと差し替えた
と考える。

「追加型」…当初のストック・オプションを付与した上で、条件変更時には、追加部分を付与
したと考える。

(例) 行使価格の変更 (単価の変更により処理する)

付与時点	単価 100	確定見込数	100
条件変更前	単価 10	確定見込数	100
条件変更後	単価 80	確定見込数	100

(注) この例では、変更後の費用が当初費用より少ないことになっている。しかし、契約一般の「不利益
変更不可の原則」に照らし、この例のような条件変更が認められるかどうかは疑問の余地がある。

差し替え型

- ・ 当初費用 = 付与日の価格 × 付与日の確定見込数 = $100 \times 100 = 10,000$
- ・ 変更後の費用 = 変更後の価格 × 変更時の確定見込数 = $80 \times 100 = 8,000$

追加型

- ・ 当初費用 = 付与日価格 × 付与日の確定見込数 = $100 \times 100 = 10,000$
- ・ 追加費用 = (変更後の価格 - 変更前価格) × 変更時の確定見込数 = $(80 - 10) \times 100 = 7,000$
- ・ 変更後の費用 = 当初費用 + 追加費用 = $10,000 + 7,000 = 17,000$

(6) 非公開会社等の特例措置

国際会計基準	非公開会社の特例を設けず、公開・非公開会社ともに同じ会計処理をする。信頼性を持って測定できない場合は、本源的価値による測定を認めている。実質的には、公開会社と同じ公正価値、期末日ごとの再測定を前提とする本源的価値から選択する。
米国会計基準	非公開会社は、公開会社と同じ公正価値、期末日ごとの再測定を前提とする本源的価値から選択する。 FAS123号で利用が認められていた非公開会社による「最小価値法」を禁止。 最小価値法：ボラティリティを考慮せず計算する公正価値のこと。本源的価値に時間的価値の金利相当分のみを加算した価値を言う。
企業会計基準	従業員等ストック・オプションの公正な評価額に代え、株価の見積りを通じて、本源的価値を見積もることによる測定を求める方向。 (a 案) 本源的価値の見積りによる測定 行使日にいたるまでの再測定 (b 案) 本源的価値の見積りによる測定 付与日で測定し、再測定は行わない